

東紀州環境施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例
令和3年4月1日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、東紀州環境施設組合特別職の職員等（以下「特別職」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定による報酬は、年額をもって定めるものは3月の末日までに、日額をもって定めるものはその月における勤務日数に応じてその都度支給する。ただし、年度途中において退職し、失職し、若しくは死亡したときは、その都度支給する。

3 年額をもって定める報酬を受ける者が、年度途中において就職又は退職、失職若しくは死亡をした場合の報酬の額は、その日の属する月も含めた在職月数を基礎とした月割により計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第3条 特別職が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、報酬及び費用弁償について必要な事項は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

職 名		報酬額
管理者		年額 40,000円
副管理者		年額 30,000円
監査委員	識見を有する者	日額 6,000円
	議員のうちから選任する者	日額 3,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員		日額 10,000円
行政不服審査会の委員		日額 10,000円
その他管理者が別に定める委員		特別の定めがあるものを除くほか、予算の範囲内で管理者が定める額

別表第2 (第3条関係)

区分		車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)
県内		37円	12,000円	—	1,900円
県外	100キロメートル未満	37円	13,000円	—	
	100キロメートル以上	37円	13,000円	2,400円	

備考

- 1 片道150キロメートル以上の日帰り旅行についての日当は、上表の額に600円を加算する。
- 2 東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)に規定する指定都市への旅行については、1日につき日当600円、1夜につき宿泊料1,500円をそれぞれ上表の額に加算した額とする。